

第4章 消費者の信頼に支えられた安全・安心な食づくりや環境と調和した農業の推進

1 道産食品の安全・安心の確保

(食の安全・安心の推進)

道民の健康の保護と消費者に信頼される安全・安心な道産食品づくりを目指し、道ではその基本となる「北海道食の安全・安心条例」（以下、「食の安全・安心条例」という。）を平成17年（2005年）3月に制定するとともに、食の安全・安心条例に基づく「北海道食の安全・安心基本計画」を策定し、食の安全・安心に係る施策を総合的かつ計画的に推進しています。

国際的に通用する食の安全・安心の確保や地域の食資源の活用、農林水産物や加工食品の輸出などへの関心、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の重要性が高まる中、平成31年（2019年）3月に策定した「第4次北海道食の安全・安心基本計画」では、食の安全・安心の目指す姿として「世界から信頼される食の北海道ブランドへ」を掲げ、生産から流通、消費に至る各段階での国際的に通用する食品の安全性確保や食に関する知識・情報の提供など、5つの重点的な推進方向を定めました。道では、この計画に沿って、国際水準のGAPやHACCPによる衛生管理の導入、クリーン農業や有機農業といった環境に配慮した持続可能な農業生産や食育の推進など、食の安全・安心の確保に向けた各種施策を推進しています。

(遺伝子組換え作物の栽培による一般作物との交雑等の防止)

道では、遺伝子組換え作物の栽培による一般作物との交雑・混入を防ぎ、生産上及び流通上の混乱を防止することなどを目的として、開放系における遺伝子組換え作物の栽培ルール等を定めた「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」（以下、「GM条例」という。）を平成17年（2005年）3月に制定しました。

GM条例では、試験研究機関による試験栽培は知事への届出制、農業者等による一般栽培には知事の許可制とし、いずれの場合も、平成17年（2005年）9月に定めた交雑混入防止措置基準等を遵守することを義務付けるとともに、知事が許可等を行うに当たっては、「北海道食の安全・安心委員会」の意見を聴くこととしています。なお、GM条例の制定以降、条例に基づく遺伝子組換え栽培の許可申請や届出はありません。

令和元年度（2019年度）には、GM条例の附則に基づく条例の点検・検証を実施し、道民からの意見聴取や、北海道食の安全・安心委員会及び同委員会遺伝子組換え交雑等防止部会での議論を踏まえて、引き続き現行のGM条例及び交雑混入防止措置基準に基づいて交雑等の防止に努めていくこととしています。

(食のリスクコミュニケーションの取組)

道では、毎年度、北海道食の安全・安心委員会の意見を踏まえながら、道内の消費者等の関心が高い食品の衛生管理、HACCPの導入、食品の表示などのテーマを定めてリスクコミュニケーションを実施し、関係者による情報の共有や相互の意思疎通に努めています。

また、令和元年（2019年）8月には、GM条例の点検・検証に当たり、消費者、生産者、食品加工業者及び関係団体等から意見を聴くための地域意見交換会を道内3か所で開催しました。

（食品トレーサビリティ普及の取組）

食品の生産や製造の履歴情報の記録・保管などトレーサビリティの導入・普及は、食品の生産から食卓に至るまでの各段階の流通の過程を明らかにするとともに、不測の事態が発生した際の原因究明や正確で速やかな製品の撤去・回収による被害の拡大防止など、食の安全・安心を確保する上で有効であるため、道内においても、生産者、加工製造者、流通業者等の各段階において、その取組が進められています。

なお、米や米加工品については、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）により、米穀等の取引などの記録の作成・保存や産地情報の伝達が事業者には義務付けられています。

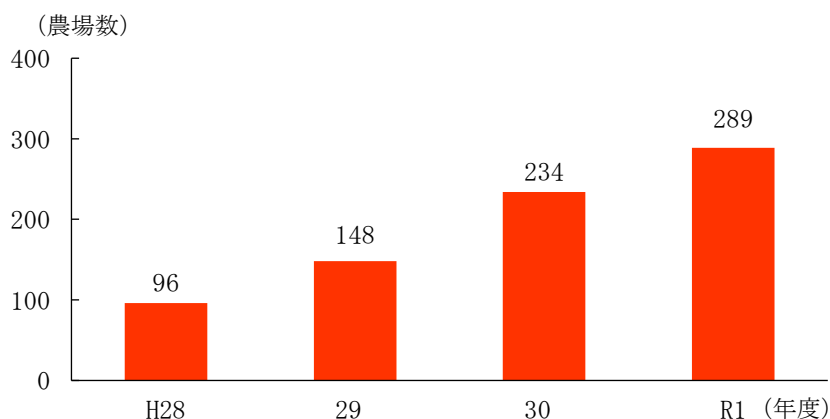
（GAP（農業生産工程管理）の導入推進）

GAPは、農業者が、食品安全や環境保全、労働安全等の観点から自らの生産工程を確認し改善する取組です。

GAPの導入は、生産活動に潜む危害要因の把握や分析、対策の実施などにより、異物混入による出荷停止や農作業事故等のリスクを未然に防ぐだけでなく、出荷先からの信頼確保、適切な在庫管理などによる資材費の低減や生産物の品質向上などの経営改善効果が確認されているほか、従業員の自主性の向上など農業の人材育成にも有効です。

本道では、生産者自ら国際水準GAPの実践及び認証取得に取り組んでいる例のほか、スーパー等の食品事業者からの要望に対応するため、JGAPやAS IAGAP、GLOBAL G. A. P.等の第三者認証GAPに取り組む産地や経営体も増加しており、令和2年（2020年）3月末現在、JGAP及びAS IAGAPでは289経営体が認証を受けています。

図表4-1-1 GAP認証（JGAP、AS IAGAP）農場数の推移（北海道）



資料：北海道農政部調べ（各年度3月末現在）

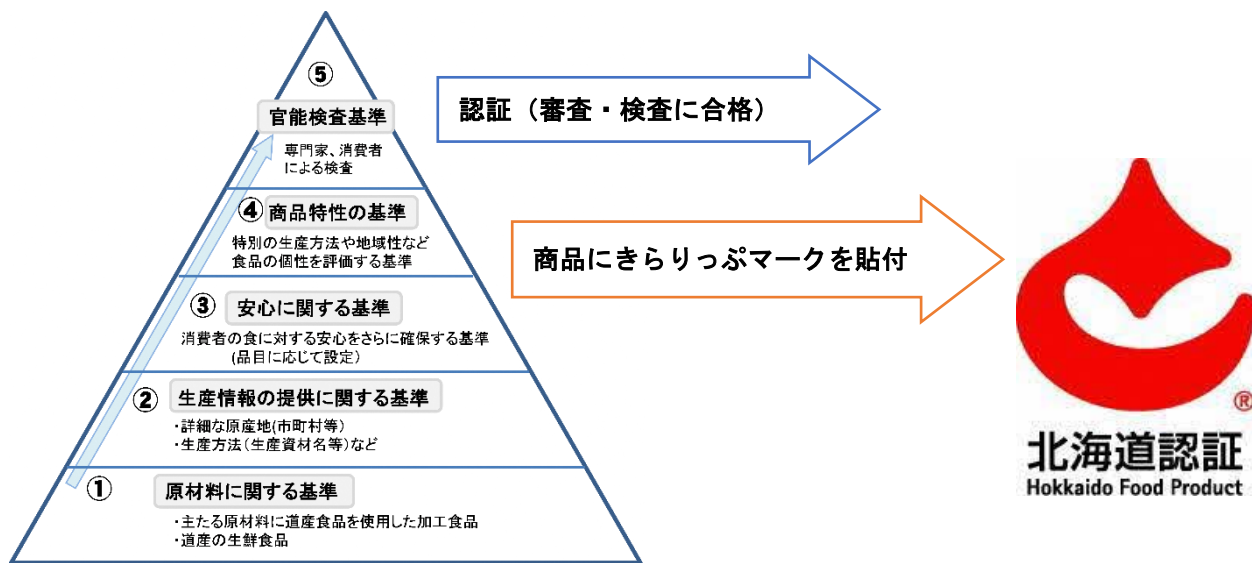
注：1）学校等の教育機関を含む。

2）GLOBAL G. A. P. の都道府県別認証数は公表されていないが、道内で120件の認証を確認。

(道産食品の認証制度の推進)

道では、平成16年（2004年）4月から道産食品独自認証制度（愛称：きらりっぷ）の普及に取り組んでいます。この制度は、道産食品に対する消費者の信頼を確保し、北海道ブランドの向上を図ることを目的に、道産原材料の使用、生産情報の提供、安心の確保、商品特性、官能検査の5つの項目に関する基準に合格した商品を認証するものであり、認証を受けた商品は、「北海道認証」という独自のマーク（きらりっぷマーク）が付けられています。令和2年（2020年）3月末現在、21品目（商品の種類）について認証基準が定められており、21事業者の50商品が認証を受けています。

図表4-1-2 道産食品独自認証制度（きらりっぷ）のイメージ



図表4-1-3 品目ごとの事業者数・商品数

品目	事業者数	商品数	品目	事業者数	商品数
【農産物】			【水産物】		
日本酒	1	1	熟成塩蔵さけ（山漬け）	3	3
そば	1	2	いくら	2	4
みそ	2	2	醤油いくら	-	1
納豆	2	7	魚醤油	-	1
豆腐	1	4	合計	21	50
しょうゆ	2	4	注：認証を受けている商品がない品目（7品目） ①ソーセージ類、②ワイン、③しょうちゅう、 ④生中華麺、⑤ビール、 ⑥非加熱食肉製品（生ハム）、 ⑦熟成塩蔵からふとます（山漬け）		
【畜産物】			注：ベーコン類、醤油いくら、魚醤油の事業者数は、他の品目と重複しているため「-」とした		
ハム類（ロース、ボンレス）	1	3			
ベーコン類	-	1			
ナチュラルチーズ	4	10			
アイスクリーム	2	7			

資料：北海道農政部調べ（令和2年（2020年）3月末現在）

（道産食品の表示の促進）

道では、平成18年（2006年）1月から道産食品登録制度の普及に取り組んでいます。この制度は、道産食品に対する消費者の信頼確保と道産ブランドの向上を図ることを目的に、本道の豊かな自然環境の下で生産された原材料を使用し、道内で製造・加工された商品を登録するものであり、登録された商品は、「道産原料」という独自のマーク（登録マーク）が付けられています。令和2年3月末現在、農産物、畜産物、水産物、林産物等、合わせて130事業者の362商品が登録されています。

図表4-1-4 道産食品登録制度の登録状況

商品区分	事業者数	商品数	商品の例
農産物	55	136	トマトジュース、枝豆、そば等
畜産物	17	98	ハム、ソーセージ、ベーコン等
水産物	43	106	ししゃも、たらこ等
林産物	2	3	クマ笹茶等
その他	13	19	菓子、飲料水、ワイン等
合計	130	362	

資料：北海道農政部調べ（令和2年（2020年）3月末現在）

図表4-1-5 食品登録制度の登録マーク



（道産食品全国モニターによる表示状況調査等の実施）

道では、食品の適正な表示を推進し、全国の消費者からの信頼確保と北海道ブランドの向上を図るため、平成17年度（2005年度）から「道産食品表示ウォッチャー」を消費者に委嘱し、平成22年度（2010年度）からは「道産食品全国モニター」として全国46都府県に1名ずつ配置しており、道外で販売されている道産食品の表示状況などの調査に取り組んでいます。

令和元年度（2019年度）は、道産食品の表示状況について、モニターの居住地周辺の販売店等で、農産物、畜産物及び水産物の区分ごとにモニタリング調査を実施し、300件以上の報告がありました。北海道産表示について疑義のある案件はありませんでした。

（地理的表示保護制度の活用推進）

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）が平成27年（2015年）6月1日に施行され、令和元年（2020年）9月には新たに「今金男しゃく」が登録されるなど、令和2年度（2020年）3月末現在で、北海道の農産物では「夕張メロン」と「十勝川西長いも」と合わせて3件が地理的表示（GI）に登録されています。

地理的表示保護制度の効果的な活用を推進することにより、本道の安全・安心でおいしい農林水産物・食品について、地域ブランド製品として差別化が図られ、販売価格への反映や海外展開に寄与し、農林漁業者や商工業者の所得の増大につながることが期待されています。

2 愛食運動の推進

(1) 愛食運動の総合的な推進

(愛食運動を道民運動として推進)

食に対する消費者の関心が高まり、生産者と消費者の信頼関係の構築や地域に根ざした食文化を継承・発展させていくことが求められる中、道では、平成9年（1997年）8月、生産者団体、経済団体、消費者団体等で構成する「北のめぐみ愛食運動道民会議」を設置し、関係者が一体となって地産地消や食育等を総合的に推進する「愛食運動」を道民運動として展開しています。

(地産地消の推進)

道内における地産地消を一層推進するため、平成16年度（2004年度）から、毎月第3土曜日、日曜日を「愛食の日」とし、ロゴマークを使用した普及啓発活動を展開しています。

愛食の日

ネーミング：どんどん食べよう道産DAY

キャッチフレーズ：おいしいですよ北海道

日にち：毎月第3土曜日、日曜日



この「愛食の日」は、地元でとれた食材を選び、家族や仲間等で楽しく味わいながら、地元食材の良さを再認識し、食の大切さやあり方を見つめ直してもらうことをねらいとしており、道産食材の購買を促進するため、量販店等の流通関係者と連携して「どんどん食べよう道産DAY」のPRを行っています。

また、「消費者と生産者の顔が見え、話ができる関係」の構築に向けて、生産者等で構成する団体による産地直売市「北のめぐみ愛食フェア」をはじめ、地産地消を目的としたイベントが道内各地で開催されています。

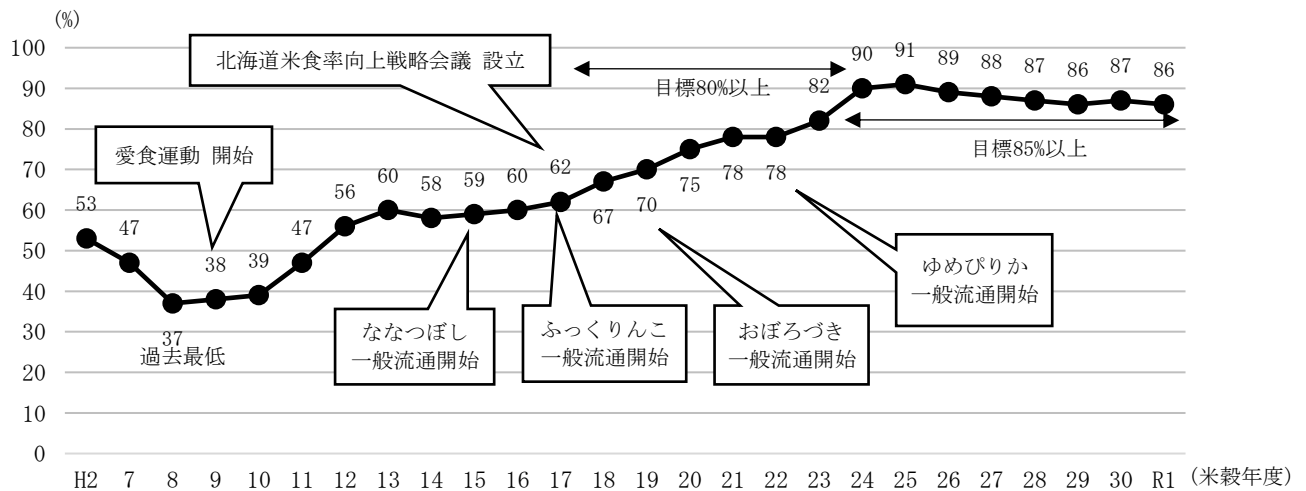
このほか、道産食材の利用促進を図るため、道産食材を活用したこだわりの料理を提供する道内の外食店や宿泊施設を認定する「北のめぐみ愛食レストラン」は、令和2年（2020年）3月末現在で330店舗となっています。

(北海道米の道内食率向上の取組)

道では、道内における北海道米の消費拡大を図るため、平成17年（2005年）に農業団体や流通団体等とともに「北海道米食率向上戦略会議」を立ち上げ、北海道米の道内食率（道内の米消費量に占める北海道米の割合）を85%以上確保することを目標に、地域のイベントやスーパーマーケット等と連携したPR、販売促進のほか、幅広い年齢層に向けた食育講座の開催などに取り組んでいます。

こうした取組や、良食味米「ゆめぴりか」の登場などにより、近年、道内食率は目標とする85%を上回る高い水準で推移しており、令和元米穀年度（平成30年（2018年）11月～令和元年（2019年）10月）についても86%と目標を上回りました。

図表4-2-1 北海道米の道内食率の推移



資料：北海道農政部調べ

注：米穀年度は前年11月から10月まで。

(道産小麦利用転換 (麦チェン) の推進)

道産小麦の消費拡大には、製粉や加工、小売店や飲食店における道産小麦の活用を促進し、道民が道産小麦製品を利用する機会を拡大することが重要です。

このため道では、道内で加工・消費される小麦を輸入小麦から道産小麦へと転換していく「麦チェン！北海道」の取組として、道産小麦を使用した商品を積極的に提供している店舗を「麦チェンサポーター店」としてPRしています。

麦チェンサポーター店は、令和2年（2020年）3月末現在で、パン・菓子店を中心に431店舗となっており、道産小麦への期待がより一層高まっています。

図表4-2-2 麦チェンサポーター店用木版プレート



図表4-2-3 麦チェン！シンボルロゴ



（新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に対する道産食品への応援）

令和2年（2020年）に入って世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症の影響で、外出自粛や観光客の減少、北海道物産展等のイベントの中止などにより、道産食品においても、売上げの低迷や過剰在庫の発生等の影響が出ています。

こうした中、道内では、道のほか、民間企業や関係団体を中心に、インターネット・SNSを活用した道産食品の消費喚起や生産者・食品メーカーの情報提供などを通じて、過剰在庫を抱えた企業の売上げ回復や販路の確保を応援する取組が広がっています。

（2）食育の推進

（地域における多様な食育の継続的な推進）

食育は、生きる上での基本であり、知育、徳育、体育の基礎となるものとして位置付けられており、様々な経験を通じ、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる取組として重要です。国は、平成17年（2005年）6月に食育基本法を制定し、平成28年（2016年）3月策定の「第3次食育推進基本計画」に沿って、食育を国民運動として推進しています。

道では、食の安全・安心条例に「食育の推進」を位置付け、平成17年（2005年）12月に全国に先駆けて「北海道食育推進行動計画」を策定、平成31年（2019年）3月には、食育をめぐる課題や情勢の変化等を踏まえ、「食」の力で育む心と身体と地域の元気」を目標とする「第4次北海道食育推進計画」を策定し、食育の推進に貢献する優良活動への表彰や、食品ロスの削減に向けた取組、シニア向け食育講座や親子向け体験ツアーの開催など、総合的かつ計画的な食育の取組を進めています。

（地域の食文化を次世代に伝える食づくり名人制度の推進）

道では、地域でその土地ならではの農産物を作っている人、地域が誇るこだわりの加工品や郷土料理を作っている人等、地域の風土や食文化等を生かした北海道らしい食づくりを行っている方々を「食づくり名人」として登録する「北海道らしい食づくり名人登録制度」を平成17年度（2005年度）に創設しました。

令和2年（2020年）3月末現在、160名の食づくり名人を登録し、名人の方々の持つ豊富な知識や経験、技術等を広く公開することなどにより、多くの道民に北海道の食の豊かさを実感してもらうとともに、地域固有の食文化や伝統等が次の世代にしっかりと受け継がれるよう努めています。

（食品ロス削減の取組）

農林水産省の推計によると、平成28年度（2016年度）の日本の食品ロス量は約643万トンで、国際連合が発表している世界全体の食料援助量約390万トンの1.6倍もの量に相当し、国民1人当たり、毎日、おおよそ茶碗1杯分のご飯に相当する量を捨てていることとなります。このような現状を踏まえ、国は、令和元年（2019年）10月に食品ロスの削減の推進に関する法律を施行し、国、地方公共団体、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス削減を推進することとしました。

道では、食品ロスの削減に向けては、道民全体で食べ物の大切さ、食やそれに携わる方々へ

の感謝、環境保全への意識を共有し、それぞれの立場で具体的な行動を実践することが大切と考え、平成28年（2016年）11月から「どさんこ愛食食べきり運動」を展開し、食べ物に感謝を込めて、「おいしく残さず食べきろう」をスローガンに、家庭や外出での食べ残しを減らすための啓発など食品ロス削減に向けた取組を、企業や団体、市町村、大学等と連携しながら進めてきました。また、この運動の幅広い周知と事業者の取組を促すことを目的に、食品ロスの削減に取り組む道内の飲食店・宿泊施設、食品小売店等の食品関連事業者を協力店として登録する「どさんこ食べきり協力店制度」を令和2年（2020年）2月に創設するなど、取組の一層の推進に努めています。



どさんこ食べきり協力店 登録店舗の募集

北海道では、「食品ロス」の削減につながる取組を実施する食品関連事業者の方を「どさんこ食べきり協力店」として登録しています。
道と一緒に食品ロス削減に取り組みませんか

登録された事業者にはステッカーなどの啓発グッズをプレゼント！

1 対象店舗

北海道内で営業する飲食店・宿泊施設、食品小売店

2 登録の要件

以下の取組のうち、1つ以上の実践をお願いします（既に実践している取組でも可）

飲食店・宿泊施設の取組	食品小売店の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 小盛りやハーフサイズメニューの設定 ● 食べ残しをしなかった場合の割引や特典の付与 ● 容器の提供など持ち帰り希望への対応 ● ポスター等の掲示による食品ロス削減の啓発の実施 ● 上記以外の食品ロス削減につながる取組 	<ul style="list-style-type: none"> ● ばら売り、量り売り、少量パックによる販売 ● 賞味期限・消費期限の迫った商品の値引販売 ● 食材使い切りレシピや残り物アレンジレシピの紹介 ● ポスター等の掲示による食品ロス削減の啓発の実施 ● 上記以外の食品ロス削減につながる取組

3 登録のメリット

- 道が登録事業者の情報と取組をホームページ等で紹介しますので、知名度向上につながります。
- 食品ロスなどの問題に積極的に取り組む事業者としてPRできるので、イメージの向上につながります。
- 食品ロスなどの問題に敏感な消費者にアピールできるので、誘客面での効果も見込めます。

4 登録の方法

登録申請書に必要事項を記載のうえ、①Eメール ②FAX ③郵送 ④持参 のいずれかの方法で下記申請先に提出してください。

問合せ
・
申請先

北海道農政庁食の安全推進局食品政策課食品企画グループ

〒090-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

E-mail slow_food@pref.hokkaido.lg.jp

FAX 011-232-7334

詳しくはこちらを
ご覧ください

どさんこ 食べきり

どさんこ 食べきり協力店

私たちは「食品ロス」削減に
取り組んでいます



おいしく残さず
食べきろう！

北海道は「どさんこ愛食食べきり運動」を実施しています

>1 #” C\1* ô K S3° b N4

(1) ;Üîâ3° íwµ3° b N4
>& â)F•+ ^í•4(3° † uJKZ>'

1991

27 2015 19,292

51

35

W² 4-3-1

	17			22			27		
	(a)	(b)	(b)/(a)	(a)	(b)	(b)/(a)	(a)	(b)	(b)/(a)
	51,990	32,865	63.2	44,050	31,981	72.6	38,086	19,292	50.7
	1,911,434	885,888	46.3	1,587,156	779,555	49.1	1,291,505	447,168	34.6

1991

28

2016

39.1

42.3

